

指定介護予防支援事業者の対象拡大による契約手続等について

R6年4月以降の事業者	担当ケアマネージャーの所属	R6年4月以降の契約手続
地域包括支援センター	地域包括支援センター	変更なし
地域包括支援センター	指定居宅介護支援事業者 (地域包括支援センターからの一部委託を受託)	
指定介護予防支援事業者 (指定居宅介護支援事業者)	指定介護予防支援事業者 (指定居宅介護支援事業者)	利用者との契約の締結

介護予防支援と介護予防ケアマネジメントについて

被保険者	サービス(例)	プラン	ケアマネ(令和6年3月まで)	ケアマネ(令和6年4月以降)
要支援1・2	総合事業のみ	介護予防ケアマネジメント	地域包括支援センター (指定居宅介護支援事業者へ一部委託可能)	地域包括支援センター (指定居宅介護支援事業者へ一部委託可能)
要支援1・2	給付+総合事業	介護予防支援		地域包括支援センター 指定介護予防支援事業者(指定居宅介護支援事業者)

※介護予防支援事業者(指定居宅介護支援事業者)が行うことができる業務は「**介護予防支援のみ**」です。

※令和6年4月以降も引き続き地域包括支援センターから委託を受けることは可能です。

※居宅サービス、介護予防サービス計画作成(変更)届出書について、介護予防支援および居宅介護支援のいずれにおいても、認定区分が変更になった場合には、届出が必要になります。